

「子ども食堂」運営支援金 募集要項

～人がつながる地域の居場所づくりを応援します～

募集期間

平成31年4月10日(水)から5月31日(金)まで

1. 子ども食堂って？

安価な料金あるいは無料で、子どもや親子に食事を提供する場であり、主に子どもの社会的孤立や孤食を防ぐことを目的とした「共生食堂」と、主に子どもの貧困対策としての「ケア付食堂」があります。

家庭でもない、学校（保育園・幼稚園）でもない、子どもにとって身近な地域にある第3の居場所です。

2. 事業内容

狭山市内で住民主体により運営される子ども食堂を支援するため、子ども食堂の運営にかかる経費の一部を助成します。

3. 助成金額

年間（最大） 90,000円

※ 子どもの参加者数（食数）により金額は変動します。

※ 1団体につき3年を上限に、予算の範囲内で助成します。



㊤さえ合い ㊤さしい心で ㊤ちづくり

（第39回 社会福祉大会スローガン）

4. 対象団体

月1回以上の開催を目安にして、自立的・持続的に活動ができる見込みのある団体で、次の各号のいずれにも該当する団体を支援対象とします。

- (1) 主に狭山市内の地域住民が運営主体となっており、代表者、スタッフ・協力者の人員を含む体制が一定程度整っていること
- (2) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること
- (3) 子どもたちへの居場所と食事提供をはじめ、地域の大人と子どもが交流できる有効なプログラムが考えられていること
- (4) 安全面（保険、施設）について適切な配慮がなされていること
- (5) 衛生面について適切な配慮がなされていること
- (6) 子どもたちの情報を適切に管理すること
- (7) 決まった活動場所が確保できること
- (8) 積極的に地域と交流を図ること

5. 対象経費

- ① 子どもに提供する食事にかかるもの
- ② 子ども食堂で行うプログラムで消費するもの
- ③ 会場費用
- ④ 保険料
- ⑤ その他、必要と認めるもの

※ 子どもの食事にかかる費用を1食300円とみなし、原則として1回あたりの子どもの参加者数（25人）、年間開催回数（12回）で算出した金額の範囲内で、対象経費を支援するものです。

6. 提出書類

次の必要書類を狭山市社会福祉協議会（狭山市社会福祉会館内）へ提出してください。

- (1) 狭山市社会福祉協議会「子ども食堂」運営支援金 申請書（様式第1号）
- (2) 団体の概要のわかる書類
- (3) 団体の年間事業のわかる書類（事業計画書）
- (4) 団体の年間予算のわかる書類（予算書）
- (5) 運営スタッフの名簿

7. 助成金交付予定時期

狭山市社会福祉協議会において審査をし、平成31年7月交付予定

8. 助成対象外となる団体

次に該当する団体は助成対象外となります。

- (1) 使用する施設（公共施設等を借りる場合）の使用ルールを守らない行為や、近隣の迷惑になる行為を行う団体
- (2) 営利目的の活動や公の秩序を乱す活動、政治・宗教上の勧誘を行う団体

9. その他

- (1) 「子ども食堂」運営支援金と他の助成金や補助金の重複については、使途が重複しない限りで認めています。
- (2) 事業の対象期間は平成31年4月1日～平成32年3月31日です。
- (3) 平成31年度の事業終了後、速やかに実績報告書等の提出をお願いします。
- (4) 虚偽の申請、目的外使用、支出額が助成額よりも少ない場合など、助成金の返還を求めることがあります。

その他の詳細は、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】	社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 地域福祉担当 狭山市入間川2-4-13 狭山市社会福祉会館内 TEL 04-2954-0294 (代)
----------	--



狭山市社会福祉協議会では、「子ども食堂」運営支援金のほか、「子ども食堂」に対して次の支援を行っています。

- (1) 「子ども食堂」マップの作成・配布を含む普及啓発
- (2) 住民主体で子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談の受付とサポート